

地方法人課税の「偏在是正措置」について

公明党東京都本部

代表 高木 陽介 殿

現在、東京は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や社会資本ストックの急速な老朽化への対応、首都直下地震をはじめとする大規模災害への備えなど、喫緊の課題の解決に着実に取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた準備や日本全体の成長につながる投資などを積極的に進めることが求められています。

地方法人課税は、こうした地方の取組を支える重要な自主財源ですが、国は、財政力格差の是正を目的として、消費税10%段階において、いわゆる「偏在是正措置」を新たに講じようと、平成31年度税制改正に向けて議論を加速させています。

近年、東京に大きな減収をもたらす税制改正が相次いでおり、こうした見直しが繰り返されれば、財政運営における予見可能性が損なわれ、都民生活は計り知れない影響を受けることとなります。

もとより、消費税10%段階における地方税制のあり方については、平成28年度税制改正で決定済であり、この段階で新たな見直しが議論されることは道理が通りません。

また、地方間で限られた財源を奪い合う、いわゆる「偏在是正措置」では、地方が抱える問題の根本的な解決にはつながりません。地方の発展のためには、東京と地方が各々の役割を果たし共に成長する「共存共栄」を進めていくことが重要であり、日本経済のけん引役である東京の活力を削ぐような税制度の見直しは、日本の成長を阻むことにもなりかねません。

今、真に必要なのは、国から地方への税源移譲を進め、地方が自立して行財政運営を行えるよう、地方税財政制度の抜本改革を進めていくことにほかなりません。

地方分権に逆行し、日本の未来に影を落とす不合理な見直しが行われることのないよう、ご理解・ご協力を賜りたく、強くお願い申し上げます。

平成30年11月21日

東京都知事	小池百合子
特別区長会会長	西川太一郎
東京都市長会会長	長友貴樹
東京都町村会会長	河村文夫